

# 秘密保持約款

本秘密保持約款(以下、「本約款」という。)は、イビデン株式会社及びその子会社が、取引又は取引の可能性の検討(以下、「本目的」という。)のために、開示し又は開示を受ける情報に適用される。

## 第1条 (秘密情報)

1. 本約款において秘密情報とは、本目的の実施にあたり開示される営業上又は技術上の情報のうち、次の各号の一に該当する情報をいう。なお、秘密情報を開示した者を「開示者」といい、秘密情報の開示を受けた者を「受領者」という。
  - (1) 開示者から受領者に秘密である旨を表示した文書又はその他の有形の媒体によって開示された情報
  - (2) 開示者が秘密である旨を告知したうえで口頭、視覚的もしくはその他の媒体で開示された場合、開示後 30 日以内にその内容を文書に取りまとめ、受領者に通知された情報
2. 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報には含まれない。
  - (1) 開示時に既に公知であった情報及び開示後に受領者の責によらず公知となった情報
  - (2) 開示時に受領者が既に知得していた情報
  - (3) 受領者が第三者から秘密保持義務を課されることなく適法に受領した情報
  - (4) 開示者の秘密情報によることなく、受領者が独自に開発・知得した情報

## 第2条 (秘密保持義務)

1. 受領者は、開示者の書面による事前承諾を得ることなく、開示者の秘密情報を第三者に開示してはならない。但し、イビデン株式会社及びその子会社は、本項における第三者に含まれない。
2. 受領者は、開示者の秘密情報を本目的以外の目的に使用してはならない。
3. 受領者は、善良なる管理者の注意をもって開示者の秘密情報を保管管理しなければならない。
4. 前各項の定めにかかわらず、法律又は政府機関若しくは裁判所の命令により開示者の秘密情報の開示を要求されたときは、受領者は、当該法律又は命令に従い、開示者の秘密情報を開示することができる。但し、受領者は、当該法律又は命令により許容される範囲で、事前に開示者と協議し、その開示範囲を必要最小限に留め、且つ開示先から第三者への更なる開示を防止するための適切な措置を講じなければならない。

## 第3条 (差止)

開示者は、自らの秘密情報の秘密性が侵害され又は侵害されるおそれが生じた場合、受領者に対し、開示者の秘密情報の使用の差止を請求することができる。

## 第4条 (裁判管轄)

本約款に関する一切の紛争は、被告の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的管轄裁判所として解決する。